

三次市立十日市中学校生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、三次市立十日市中学校（以下、「本校」と示す）で学校教育を受ける生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が協力して次代を担う生徒の健やかな成長を図るために定めるものとする。

この規程は、これらの目標の達成に向けて、中学校教育3年間の見通しを持った指導について、本校生徒、保護者、職員及び関係機関等の共通認識、共通実践を図るためのものである。

本校教育の目指すもの

【校訓】

「高い知性・うるわしい人格・たゆまぬ勤労」

【ミッション】

持続可能な三次のひとづくりを担う。

【ビジョン】

地域・保護者等と連携協働し、地域をフィールドとした教育活動を展開することにより、他者と協働して次代の三次を創造する人材を育てる。

【学校教育目標】

知性・人格・勤労を尊び、自律と貢献の志を持つ生徒の育成」

第1条（目的）

この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。生徒の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送らせるという観点から必要な事項を定めるものである。

特に、本校で学ぶすべての生徒の進路選択肢の拡大と希望進路の実現を期すために、「高校入試や就職活動に対応できる」身だしなみや生活態度を生徒自らが確立するための基準とする。

第2章 学校生活に関すること

第2条（登下校）

登下校については、次のことを指導する。また、社会の一員として、交通ルールを守って登下校し、交通安全違反や自転車通学違反については、状況に応じて特別な指導をする。

1 徒歩通学

徒歩通学者は、歩道でのマナーを守り通学する。

2 自転車通学

(1) 自転車通学許可地域については、通学距離が片道1.5kmを超える者を許可する。

※三次市からのヘルメット支給は2.0kmを超える者のみであり、2.0km無い生徒については各自で購入する。

(2) 自転車通学者は、本校のきまりに従い、安全に留意して通学する。

(3) 安全確保の面から、ヘルメットに記名の上、常に正しく（あご紐を留める）着用する。

(4) 自転車通学を許可した時点で本校が発行した自転車通学許可シールを貼付する。

許可シールは、転入学時の他、自転車を新規購入した場合や転居等の届け出に応じて発行する。

(5) 雨や雪の日は、レインコート等を着用する。

(6) 変形や改造の自転車は、通学用としては許可しない。

(7) ヘルメット未着用、二人乗り、改造自転車など交通ルール及び本校のきまりを守らない状況があった場合は、次のとおりに特別指導を行う。

＜指導1回目＞ 保護者連絡・口頭注意

＜指導2回目＞ 保護者連絡・反省文
3日間自転車通学停止

＜指導3回目＞ 保護者召喚
5日間自転車通学停止

＜指導4回目＞ 保護者召喚
1カ月間自転車通学停止

(8) 特別指導を受けても改善しない場合は、自転車通学の許可を取り消す。ただし、改善が見られるようであれば、新年度から自転車通学を許可する。

3 公共交通機関による通学

J R等の公共交通機関による通学は、他の利用者の迷惑にならないようにする。

4 保護者送迎による通学

保護者が生徒を学校へ送迎する場合は、正門前付近及び地域住民の迷惑になる場所では乗降車しない。

第3条（登校・遅刻・欠席・早退・外出）

望ましい生活習慣を確立するために、次のとおりに指導する。

- (1) 登校は、8時20分までに教室に入室し、ロッカーにカバンを置いて、8時25分に着席する。
- (2) 欠席の場合、8時10分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。
- (3) 遅刻の場合、8時10分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、授業場所に行く。
- (4) 早退の場合、必要に応じて、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を予め学校に連絡する。
- (5) 原則として、登校したら校外には出ない。特別な理由がある場合は職員室に連絡して許可を得る。
- (6) 登下校時には、店舗等に立ち寄らない。

第4条（頭髪）

頭髪については、学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪形や、長さとし、次のことを指導する。

なお、指導しても改善が見られない場合は、現状の回復を図るため特別な指導を行う。

- (1) 髪が肩にかかる場合は、黒、紺、茶色のゴムで束ねる。ピンはヘアピンとし、耳の横、または前髪が垂れるのを防止するためのみ使用してもよい。
- (3) 不自然な髪形や加工（染色・脱色・着毛・パーマ）は禁止する。

※生徒指導規程の目的にも提示している「高校入試や就職活動に対応できる」に適さない髪型については認めない。

第5条（化粧・装飾・装身具）

化粧・装飾・装身具について、次のことを禁止

する。違反がある場合は、特別な指導を行う。

- (1) ローズ（色付きリップクリームを含む）、マスカラ等の化粧類
- (2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾
- (3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の装身具
- (4) 眉毛のそり落とし、眉毛の加工

第6条（不要物の持込）

持ち込みの違反があった場合は学校で預かり、保護者に返却する。

- (1) 携帯電話やスマートフォン、情報通信機器、デジタルカメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、装飾品等の持ち込み
- (2) 学校での学習活動に必要なでないもの（アメ・ガム・お菓子類等）の持ち込み

第7条（服装・身だしなみ等）

制服は、本校指定の制服とし、身だしなみについては、次のことを指導する。校内外の学習活動及び登下校時（休業日を含む）は、学校が定める制服等を正しく着用する。

違反がある場合は、特別な指導を行う。

- (1) ズボン、または、スカート

○ズボン

男性用は薄いグレー、女性用は紺色でストレート、ワンタックあり。ベルトを着用し、裾を踏まないこと。ベルトは、無地で黒色とすること。

○スカート

濃紺で4本ボックス。スカート丈は、起立した状態で膝の中央が隠れる程度の長さとする。

- (2) シャツ、または、ブラウス

○白カッター（市販）。袖のボタンを留めること。夏は開襟半袖マーク入り（指定型）。シャツの裾はズボンの中に入れること。

○白ブラウス長袖。袖のボタンを留めること。夏は白ブラウス半袖（指定型）で、リボンはしない。シャツの裾はスカートの中に入れること。

- (3) ネクタイ、または、リボン

○指定のYタイ、紺色。巻きネクタイは不可。

○指定のリボン、紺色。ブラウスの第一ボタンが隠れるようにたるませずに着用すること。

(4) ブレザー

濃紺，センターベンツ，胸ポケットにエンブレム，マーク入りボタン。前ボタンをきちんと留めること。

(5) セーター

学校指定のセーターを着用し，裾や袖がブレザーからはみ出さないこと。

(6) ベスト

学校指定のグレーのマーク入りのベストを着用し，制服の裾からはみ出さないこと。

(7) ソックス

白，黒，紺，灰色とする。ルーズソックスハイソックス，色柄の入っているものは禁止とする。
(ワンポイントは可能)

(8) タイツ

冬季は，無地の黒色のタイツを着用してもよい。

(9) カバン

本校指定の通学カバンを使用する。(体操服などを入れるサブバックは可) アクセサリーなど不要なものを取り付けないこと。

(10) 通学靴

本校指定の白の運動靴とする。

(ムーンスター，アサヒシューズ，スポルディング，アシックス) かかとを踏まない。

雨天時や降雪時は，長靴を使用してもよい。

(9) 名 札

本校指定の名札。(入学時一括購入し，渡します)紛失した場合は，各自で販売店(コダマスポーツ)に注文し，対応すること。

(9) 上履き

本校指定のシューズ。(赤色のライン入り)シューズに名前以外のものを書かないこと。かかとを踏まない。

(10) 体育館シューズ

本校指定の体育館シューズ。(青色のライン入り)シューズに名前以外のものを書かないこと。かかとを踏まない。

(11) 防寒着

冬季防寒用に防寒衣・マフラー・手袋を着用してもよい。派手な色やデザインのものは避ける。防寒着は，生徒玄関で着脱する。

第8条 (学校生活)

学校生活に関し，生徒は次の事項を順守し，違

反を繰り返す生徒には，特別な指導を行う。

1 授業や部活動

- (1) 自分の持ち物には，必ず記名する。
- (2) 時間 (チャイムの合図) を守る。
- (3) 挨拶，返事，言葉づかいを適切にする。
- (4) 授業や部活動については，学校でのガイダンスの内容を守る。

2 休憩時間

- (1) 学校の外や，立ち入り禁止場所には行かない。
- (2) 校内放送は，静かに聞く。
- (3) 特別教室や他の教室には勝手に入らない。
- (4) 廊下等，校舎内を走らない。
- (5) 学校の施設や道具，草花や樹木を大切にする。
- (6) 整理整頓をする。(靴箱，机，ロッカー，掃除道具入れ，掲示物等)

3 保健室利用

- (1) 体調がすぐれない場合，保健室を利用することができる。利用時間は，1時間程度として，体調の回復が見込めない時は，学校から保護者に連絡をする。
- (2) 度重なる保健室の利用の場合，保護者に連絡し，医療機関への受診をすすめる。

4 昼食

- (1) 衛生面に注意して給食当番等をする。
- (2) 食器やストロー等，正しく使用し，大切に扱う

5 掃除

掃除は，学校の環境を整える学習活動の一つである。原則として無言で時間いっぱい丁寧に行う。

6 教育相談

学校は，児童生徒，保護者から教育相談の希望があった場合，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー，三次市こども応援センター等の関係機関と連携する。

7 生徒の安全確認

生徒への虐待 (身体的虐待，性的虐待，ネグレクト，心理的虐待) が疑われる場合は，学校から関係機関に通告し，連携対応する。

8 安全管理

学校内の施設設備、備品等を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。場合によっては、関係機関と連携する。

9 その他

- (1) 放課後や休日に忘れ物を学校に取りに来る等で登校する場合は、制服で登校する。
- (2) 休日の部活動で学校に来る場合は、制服または部指定の練習着等で登校する。
- (3) 卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事のある場合は、事務室で受付をした後、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

この章は、生徒の健全育成の観点から、学校・家庭・関係機関が連携して指導する内容を記載する。併せて、保護者責任についても記載する。

違反を繰り返す場合は、特別な指導を行う。

第9条（生徒の健全育成に関すること）

日常生活については、次のことを禁止する。

保護者はその責任において、生徒が違反等を行うことがないように指導するとともに家庭でのルールづくりを行う。

- (1) 生徒だけの市外への外出
- (2) 生徒だけの娯楽施設・飲食店への入店
- (3) 生徒だけの外泊、夜間徘徊
- ※ 午後11時から翌日午前4時までは、「深夜徘徊」として警察の補導の対象となる。
- (4) 酒・たばこ類等の購入や所持
- (5) 危険箇所への立入り
- (6) 交通違反
- (7) 情報通信機器の学校への持込み及び不適切な使用

生徒がSNS等を介した不適切な使用や他者を誹謗中傷する書き込み等を行っていることが判明した場合は、保護者の責任において指導・対応することを求める。その際、学校は、関係機関に連携を図る。

第4章 特別な指導に関すること

「社会で許されないことは、学校においても許

されない。」ことであり、生徒が起こした問題行動を反省させ、事後によりよい学校生活を送るために自己を振り返り、自らを律して適切な行動ができるよう指導する。

第10条（問題行動への特別な指導）

問題行動を起こした生徒には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

ただし、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

1 法令・法規に違反する行為

- (1) 窃盗・万引き・占有物離脱横領
- (2) 喫煙・飲酒
- (3) 暴力・威圧・強要行為
- (4) 公共建造物・備品等器物損壊
- (5) 交通違反
- (6) 性に関するもの
- (7) 薬物等乱用
- (8) 刃物等所持
- (9) その他の法令・法規に違反する行為

2 学校の規則や法律等に違反する行為

- (1) 暴力行為（対教師・生徒間・対人・器物損壊）
※ 相手に外傷等がなくても有形力の行使が暴力行為となる場合がある。（体当たり、胸ぐらを掴む、腕で突く等）
- (2) 喫煙・飲酒及び準備行為（購入・所持・行為同一場所滞在）
- (3) いじめ
※ 一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの
- (4) 登校後の無断外出、無断早退
- (5) 本校職員の指導に従わない言動（指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の無断立ち歩き・授業妨害行為等）
- (6) 携帯電話・スマートフォン等の持込み
- (7) 学習等に必要のない不要物の持込み
- (8) 学習上の試験のカンニング等不正行為
- (9) 家出及び深夜徘徊
- (10) 金品強要
- (11) 無免許運転及び同乗
- (12) 無断アルバイト
- (13) 暴走族等、非行グループや反社会的団体への加入及び参加
- (14) 不健全娯楽や不純異性交遊

- (15) 情報機器等を介した誹謗中傷の書き込み
- (16) その他、学校が教育上の指導や関係機関への通報や通告を必要とすると判断した行為

第11条（反省指導等の内容）

特別な指導のうち、反省指導等は次のとおりとする。ただし、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

1 説諭による指導

口頭による説諭指導（短時間での指導）

2 学校反省指導

- (1) 別室による反省指導
- (2) 授業観察による反省指導
- (3) 教育相談と反省指導を複合した指導（教育相談は、スクールカウンセラー等と連携して行う。）
- (4) 保護者来校による授業観察指導
- (5) 学校と保護者による協議

第12条（反省指導期間における配慮事項）

- (1) 定期試験が反省指導期間中になる場合は、別室で受験する。
- (2) 学校行事や部活動の公式大会が反省指導期間中にある場合の参加については、協議して決定する。

第13条（別室反省指導）

特別な指導のうち、別室反省指導は、次のとおりとする。ただし、当該生徒の発達段階や常習性等を配慮して指導を行う。

- (1) 別室反省指導に該当する行為
 - ①暴力行為（対教師、生徒間、対人、器物破損）
※ 器物破損については、意図的な破壊行為に限る。
 - ②度重なる授業妨害（授業者の指導に従わず、授業の進行を著しく妨害する場合）
 - ③被害者から警察等へ被害届が提出される加害行為
 - ④染髪や装飾品の着用、その他身なりに関する度重なる違反
 - ⑤触法行為（いじめ、飲酒、喫煙、深夜徘徊等）
- (2) 別室指導についての指導方針等
別室指導に係る指導方針及び別室指導のルール及び内容、別室反省指導の終了の要件については、本校「生徒指導マニュアル」に示す。

第14条（特別な指導の実施にあたって）

特別な指導は、同じ問題行動を繰り返すことなく、事後、より良い自律的な学校生活を送り、当該生徒の自己指導能力を身に付けさせることを目的に行う。

生徒が自ら起こした問題行動に気づき、振り返ることを通して、適切な行動として、どうすればよかったのかについて考える時間を中心とする。

この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。
- (2) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (3) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、生徒・保護者・教職員で確認する。
- (4) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他、問題行動を繰り返す場合は、関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。
- (5) 反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にし、必要最小限の期間で行う。また、生徒の発達段階も考慮して効果的に行う。
- (6) 特別な指導は、校長からの説諭をもって終了する。

第15条（規程の周知）

生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、全保護者が出席する入学式、PTA総会、学級懇談会、地域懇談会等で直接説明を行う。また、学校ホームページで公開するとともに、来校のない保護者には、家庭訪問や郵送等を通じて、周知徹底を図る。